

公益社団法人 全国経理教育協会主催
社会人常識マナー検定試験規則

(令和2年4月改正)

第1条 本協会は、この規則により全国一斉に社会人常識マナー検定試験を行う。

第2条 検定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。

第3条 検定試験は年間6回行い、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。

第4条 検定試験は1級、2級、3級、Japan Basicの4階級に分ける。

第5条 検定試験の制限時間を次のように定める。

1級 1時間30分

2級 1時間

3級 1時間

Japan Basic 1時間

第6条 検定試験の標準開始時間を次のように定める。

1級 9時00分

2級 10時50分

3級 9時00分

Japan Basic 13時00分

ただし、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。

第7条 検定試験は各級とも100点を満点とし、得点70点以上を合格とする。

第8条 検定試験に合格した者には、合格証書を交付する。

第9条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。